

障害児通所支援事業継続支援事業に関する Q&A（岐阜市）

Q 1 「本来児童が利用する予定としていた日」の定義は何ですか。

A 1 「休業前の障害児支援利用計画に記載された利用予定日」を原則とします。

Q 2 障害児支援利用計画には記載されていないが、実際には利用予定日とされている日がある場合、「本来児童が利用する予定としていた日」としてよいか。

A 2 保護者との間で利用予定調整をした記録等があれば、それを元に利用予定日を定めていただいて構いません。

Q 3 ある児童が A 事業所を利用する予定日であったが、A 事業所が休業を行った結果、当該児童が開所中である B 事業所を利用した場合、A 事業所は補助対象となるのか。

A 3 休業に対する補助なので、本来児童が A 事業所を利用する予定としていた日に、A 事業所が休業となり、当該児童が A 事業所を利用しなかったのであれば、児童が予定を変更し開所している B 事業所を利用したとしても、A 事業所は補助対象となります。

Q 4 同日に A 事業所、B 事業所の二か所を利用予定としていた児童が、どちらも利用しなかった場合、その日は補助対象となるのか。

A 4 Q3 のようなパターンを除き、同日に 2 事業所以上を利用する予定としていることは想定していませんので、休業補償が同日に重複することは認められません。複数事業所の利用がある児童に関しては、「継続支援記録票」内の利用計画欄を事業所間で共有しあうなどして、重複が無いよう調整をしてください。

Q 5 通常のサービス提供に代えて、代替サービスを行ったとして国保連合会へ請求をした分については、補助対象外となるのか。

A 5 お見込みのとおりです（Q3 の場合を除く）。同一事業所内において国保連合会への請求との重複について精査していただく必要があります。

Q 6 コロナウイルス感染防止のため、利用児側の意思で利用を自粛した場合は補助対象となるか。

A 6 岐阜県からの休業要請への対応として利用自粛を受け入れたということであれば対象とします。ただし、体調不良等による通常の欠席と差別化を図るため、欠席時の記録等を確認させていただく可能性はあります。